# 地域のみんなで災害への 備えを考えておこう

災害時には誰もが避難者になる可能性がありま す。中でも災害時に特に配慮が必要な「要配慮者」 の場合、その方に合った備えや支援が必要です。 地域のみんなが安全に避難するために何ができ るか、一緒に考えてみましょう。

### 地震による避難者数の想定

地震	一週間後の避難者数(人)
琵琶湖西岸断層帯地震	249,534
花折断層帯地震	139,894
木津川断層帯地震	42,672
すずか せいえん 鈴鹿西縁断層帯地震	81,703
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	74,940

滋賀県被害想定(H26.3)より抜粋



## 要配慮者の支援



#### 要配慮者とは?

る 高齢者や障害のある方、医療などを必要とする在宅療養者、日本語が得意でない外 国人、乳幼児、妊養婦など、災害が起きた時に特に配慮を必要とする方のことです。

## 災害時、こんな場面に遭遇するかも… //

要配慮者の特性は様々です。その方に合った備え、支援を心がけましょう。



#### 移動が難しい

#### 避難の放送が聞こえない



#### 病気のことが理解されない

- 地域の人と協力して避難所ま での移動を支援しましょう。
- 車いすを押すときは、事前に 声をかけましょう。
- お互いの顔が見える位置に 立って、口を大きく動かして 話すようにしましょう。
- 筆談を使うなど、情報伝達の 方法を工夫しましょう。

持病があると分かったら、常用 の薬など必要なものが準備され ているか声をかけましょう。

車いすが通れる幅の通路を確 保しましょう。

- できるだけ段差を解消しま
- 大切な情報は、放送だけでは <mark>なく、張り紙などで知らせま</mark> しょう。
- トイレの使用に関して、オス <mark>トメイトに配慮しましょう。</mark>
- 避難所の管理者などに、必要 な医療的ケアや介護について 伝えましょう。



#### 日本語がわからず、 情報が入手できない

日本語での情報が十分理解でき ない場合があるため、「やさし い日本語」を使ってわかりやす い表現で危険を伝え、誘導しま しょう。(例)避難 → 逃げる



#### 授乳やおむつ替え、 泣き声など周囲に気をつかう

- 大人が動揺すると子どもにも <mark>伝わること</mark>があるので、でき るだけ普段<mark>どおり接するよう</mark> 心<mark>がけましょう。</mark>
- 複数の乳幼児を抱えている人 の避難を支援しましょう。



#### 認知症の症状がある方

。 動揺している気持ちを落ち着 かせ、ゆっくりとわかりやす く説明しましょう。

0

- 話すときは、身振り手振りを 交えて、コミュニケーション をとりましょう。
- 大切な情報は「やさしい日本 語」やイラストを使って張り紙 などで知らせましょう。
- プライバシーが守られた場所で 授乳ができるよう配慮をしま
- 赤ちゃんのいる方が励まし合え るスペースを確保しましょう。
- 落ち着ける環境をつくりましょ
- 顔なじみの方が近くにいると安 心されます。

災害発生時は、自分の身は自分で守る「自助」とともに、地域で互いに助け合う「共助」が重要です。1995年(平 成7年)に発生した阪神・淡路大震災では、多くの方が家族や近所の住民等によって救出され、「共助」の重要性が 再認識されました。白頃から近所や地域であいさつや声かけなどを行い顔見知りの関係を築くことや、身近な「要 配慮者」の存在を知ることが、災害時の地域での助け合いにつながります。

### 地域の皆さんへ



#### しが防災プラスワン

様々な人の立場や視点で防災を考えるきっか けとして、「知っといてカード」と「どっちにする

カード」の2種類の啓発カード を県のホームページで公開し ています。家族や地域の人と の話し合いの際に、ぜひご活 用ください。







### しがマイ・タイムライン

一人ひとりに合った避難の準備から避難完了ま での行動計画のことをマイ・タイムラインと言い

ます。滋賀県で起こりやすい災 害や住んでいる地域の特徴を知 り、家族や友達など身近な人と 話し合いながらマイ・タイムラ インを作って自分や家族の命を 風水害から守りましょう。





### 要配慮者とその身近な方へ



### 個別避難計画

自分だけでは避難することが難しい方を対象に、一人ひと りの状況に合わせてケアマネージャーや相談支援専門員をは じめとする専門職や、地域の方とともに、各市町<mark>で「個別避</mark> 難計画」の作成が進められています。



#### 福祉避難所

一般の避難生活が困難な要配慮者のために、必要に応じて 「福祉避難所」や、指定された要配慮者とその家族のみが直接 避難できる「指定福祉避難所」が開設されます。詳しくは、各 市町のホームページなどでご確認くださ<mark>い</mark>。

お問合せ 滋賀県防災危機管理局 TEL 077-528-3432 FAX 077-528-6037 e as0002@pref.shiga.lg.jp